

コロナ診療報酬上の臨時的取り扱い (療養・回復期等慢性期病院まとめ)

2023年3月8日

鶴巻温泉病院 田村

障害者施設等入院基本料の場合

【その36（令和3年2月26日）】

新型コロナウイルス感染症患者を障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院させた場合、どの入院基本料を算定するのか？

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡）問1の「診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合」の「特定入院料を算定する病棟の場合」に準じ、障害者施設等入院基本料を算定する病棟のうち、7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定する病棟に入院させた場合は急性期一般入院料7、13対1入院基本料を算定する病棟に入院させた場合は地域一般入院料2、15対1入院基本料を算定する病棟に入院させた場合は地域一般入院料3をそれぞれ算定することとして差し支えない。なお、入院料の変更等の届出は不要である。

緩和ケア病棟入院料の場合

【その62（令和3年9月24日）】

2月26日事務連絡の別添問8において、新型コロナウイルス感染症患者を、障害者施設等入院基本料（7対1入院基本料又は10対1入院基本料）を算定する病棟に入院させた場合、急性期一般入院料7を算定することとして差し支えないとされているが、**緩和ケア病棟入院料**を算定する病棟に当該患者を入院させた場合の入院基本料の算定については、どのように考えればよいか？

急性期一般入院料7を算定することとして差し支えない。なお、入院料の変更等の届出は不要である。

障害者施設等入院基本料・緩和ケア病棟入院料の一部変更（診療報酬改定に伴う変更）

【その69（令和4年3月31日）】

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その36）」（令和3年2月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問8及び新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その62）」（令和3年9月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問5において、新型コロナウイルス感染症患者を**障害者施設等入院基本料**又は**緩和ケア病棟入院料**を算定する病棟に入院させた場合の取扱いが示されているが、当該取扱いにおける「**急性期一般入院料7**」の算定について、令和4年4月1日以降はどのように考えれば良いか？

当該取扱いにおける「**急性期一般入院料7**」を「**急性期一般入院料6**」と読み替えた上で、「急性期一般入院料6」を**算定することとして差し支えない**。なお、入院料の変更等の届出は不要である。

地域包括ケア病棟入院料の場合

【その32（令和3年1月8日）】

新型コロナウイルス感染症患者を**地域包括ケア病棟入院料等**の特定入院料を算定する病棟に入院させた場合、どの入院基本料又は特定入院料を算定するのか？

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡）問1の「診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合」に準じ、医療法上の病床種別と**当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置等により算定する入院基本料を判断の上、当該入院基本料を算定することとして差し支えない（一般病床の地域包括ケア病棟に入院の場合は13対1の看護配置を求めていることから、地域一般入院基本料を算定。）**なお、入院料の変更等の届出は不要である。

回復期リハビリテーション病棟入院料の場合

【その32（令和3年1月8日）】

新型コロナウイルス感染症患者を地域包括ケア病棟入院料等の特定入院料を算定する病棟に入院させた場合、どの入院基本料又は特定入院料を算定するのか？

地域包括ケア病棟入院料等の特定入院料を算定する病棟とあるので地域包括ケア病棟入院料と同じ算定



療養病床にコロナ患者を受け入れた場合について

令和5年2月6日 Ver0.1

健康医療局医療危機対策本部室

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その33)(令和3年1月13日)

- コロナ患者を、**都道府県から受け入れ病床として割り当てられた療養病床**に入院させた場合、一般病床とみなして、一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料を算定してよい。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床の取扱いについて (令和4年11月11日)

- **都道府県からコロナ患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床**については、一般病床とみなして、一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料を算定でき、また、その場合、薬剤料などの検査・治療に係る費用については出来高で算定することができる【再掲】
- 療養病床でコロナ患者を受け入れる医療機関については、都道府県に対して割り当てを申請する…都道府県で申請内容が適正と認めた場合には速やかに割り当てる【新規】

都道府県から受け入れ病床として割り当てられた療養病床とは？

国からのQ&A等

- 都道府県から受け入れ病床として割り当てられた療養病床については、病床確保計画（確保病床）に位置づけられたものだけでなく、療養病床が一時的にコロナ患者を受け入れる病床であることが確認できればよい



新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床の取扱いについて（県通知）
（令和5年2月3日）

① 神奈川モデル認定医療機関陽性患者受入病院（高度・重点・協力①）の確保病床となっている療養病床の場合

⇒協定をもって、受け入れ病床であるとみなす。**追加の手続きは不要。**

② ・神奈川モデル認定医療機関陽性患者受入病院（高度・重点・協力①）の確保病床となっていない療養病床

・神奈川モデル認定医療機関陽性患者受入病院ではない病院の療養病床

⇒申請用ウェブフォームから申請いただくことで、様式に記載いただいた期間に限って、受け入れ病床であったとみなす。【手続き方法は次ページ】

【別紙1】 コロナ患者を受け入れた療養病床申請様式

医療機関名：

・療養病床にコロナ患者を受け入れていた場合で、その病床をコロナ患者を受け入れる病床として県が割り当てた病床とみなされることを希望する場合は、療養病床ごとに1人のコロナ患者を受け入れていた期間について入力してください。
 ※神奈川モデル認定医療機関のうち、陽性患者受入病院（高度・重点・協力①）が協定上の確保病床に位置づけた療養病床については、協定締結以降の期間については、申請が不要です。

療養病床にコロナ患者を受け入れていた期間			
例)	2022年12月1日	～	2022年12月10日
1		～	
2		～	
3		～	
4		～	
5		～	
6		～	
7		～	
8		～	
9		～	
10		～	

※行が足りない場合は、追加してください。

- 神奈川モデル高度・重点・協力①の病院で、確保病床でない療養病床にコロナ患者を受け入れた場合
- 神奈川モデル協力③・④
- 神奈川モデル認定医療機関でない医療機関の療養病床

⇒ 特別入院基本料の算定や薬剤料等の出来高算定を希望する場合は、対象患者の受け入れ期間を記載して申請してください。

提出先

【申請用ウェブフォーム】

(<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/88be5ea9aa99f63b5fc81bc058ea72d3430e2abd0218a173bb4578d35978456>) に上記Excelファイルを添付して申請してください。

【別紙1】 コロナ患者を受け入れた療養病床申請様式

医療機関名： 鶴巻温泉病院 XXXXXXXXXX 病棟

・療養病床にコロナ患者を受け入れていた場合で、その病床をコロナ患者を受け入れる病床として県が割り当てた病床とみなされることを希望する場合は、療養病床ごとに1人のコロナ患者を受け入れていた期間について入力してください。

※神奈川モデル認定医療機関のうち、陽性患者受入病院（高度・重点・協力①）が協定上の確保病床に位置づけた療養病床については、協定締結以降の期間については、申請が不要です。

	療養病床にコロナ患者を受け入れていた期間		
例)	2022年12月1日	～	2022年12月10日
1	2022年11月28日	～	2022年12月26日
2		～	
3		～	
4		～	
5		～	
6		～	
7		～	
8		～	
9		～	
10		～	

※行が足りない場合は、追加してください。

- 診療報酬請求等で、県からの割り当てを希望する場合のみの対応であり、療養病床コロナ患者を受け入れた場合に必ず申請しなければいけないわけではありません。
- 令和3年1月13日発出「臨時的な取扱い」以降の事例が対象です。
(遡っての申請も可能です。)
- 申請の対象となる医療機関であって、これまで一般病床の扱いで診療報酬の請求をしてきた医療機関においても、過去の事例を申請していただけますと幸いです。
- 療養病床のまま診療報酬の請求をした場合であっても、通常を取り下げ後の再請求という手順で対応可能と聞いておりますが、詳細については、診療報酬の請求先に御確認ください。